

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいがある父親または母親を持つ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで（身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満）の児童を養育している方に支給されます。

■支給額（平成29年4月分より）

支給内容	支給額（児童1人の場合）
全部支給	月額 42,290円
一部支給	月額 9,980円～42,280円の間

※ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

■手当を受ける資格が無くなる主な場合

- 婚姻したとき、または事実上の婚姻状態（内縁・同居・生計同一）となったとき
 - 対象児童を養育しなくなったとき
 - 対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに下記まで届け出をしてください。

資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくこととなります。

※偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

■支給額（平成29年4月分より）

等級	支給額
1級	月額 51,450円
2級	月額 34,270円

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- 対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- 受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- 対象児童や受給者が死亡したとき

※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

早朝総合健(検)診が始まっています

社会保険から国民健康保険への切り替えや、転入などで新たに受診を希望される方は美郷町保健センターまで

ご連絡ください。申し込みしている健診日に都合が合わない場合は、他の健診日でも受診できます。広報美郷平成29年4月号15ページの日程表を参考にお越しく下さい。

持ち物●健康保険証、健康手帳、受診通知書

20歳から40歳女性の皆さまへ

子宮頸がん検診および婦人科超音波検診が医療機関でも受診できます

12月に実施した町の早朝総合健診申込み調べにおいて、「医療機関で受ける」と記載した方には、「統一受診券」を送付しています。町の検診で受ける、または希望しないと記載した方で医療機関受診を希望される方は、下記までご連絡ください。

対象者●20歳から40歳の無料クーポン券を持たない女性（昭和52年4月2日～平成10年4月1日生まれ）

受診期限●12月28日(木)

自己負担額●1,800円 ※以下の方は無料になります。

- ・生活保護受給世帯の方
- ・28年度市町村民税非課税世帯の方

■近隣の実施医療機関

(大仙市)大曲母子医院、佐藤レディースクリニック、田口医院、くしま産婦人科医院、大曲厚生医療センター
(横手市)樋口産婦人科医院、いそベレディスクリニック、雄物川クリニック、朝日ヶ丘レディースクリニック、平鹿総合病院

問 美郷町保健センター ☎ 0187(84)4900

平成29年度 町税等の納期限(口座振替日)のお知らせ

納期限 (口座振替日)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	5/31 (水)	6/30 (金)	7/31 (月)	8/31 (木)	10/2 (月)	10/31 (火)	11/30 (木)	12/28 (木)	1/4 (木)	1/31 (水)	2/28 (水)
軽自動車税	全期										
固定資産税	1期一括		2期		3期		4期				
町県民税 (普通徴収)		1期一括		2期		3期		4期			
国民健康保険税 (普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期	6期		7期	
後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期		6期	7期	8期

減免申請の受付は各納期限の7日前までです

【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害等で被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

【軽自動車税の減免申請】

軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。減免は障がいのある方1人につき1台です。ただし、障がいの等級によっては減免されない場合もあります。

申請に必要なもの ●個人番号通知カードまたは個人番号カード、印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

固定資産税・軽自動車税の減免申請期限は5月24日(水)です

※納付期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。
※申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

固定資産税についてのお知らせ

平成29年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税の内容は、同封の課税明細書をご確認ください。課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください。

固定資産税の評価は、平成29年1月1日現在の現況地目で決定し、その時点の所有者に課税されます。平成29年1月1日以降の土地の売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

■納税通知書が届かない？

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ？

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902